

横須賀市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、ひとり親家庭への支援を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援するための事業の実施に関し、国が定めるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「ひとり親家庭の親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号、以下「法」という。）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。

2 この要綱において「ひとり親家庭の児童」とは、法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 高等学校卒業程度認定試験合格支援計画を策定すること。
- (2) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。

(対象講座)

第3条 事業の対象講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金
- (2) 受講修了時給付金
- (3) 合格時給付金

2 前項第3号に掲げる給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 通信制の対象講座を受講した場合における給付金の額は、次の各号に掲げる給付

金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受講開始時給付金 対象講座の受講開始のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。以下「受講費用」という。）に 100分の40を乗じて得た額とする。ただし、その額が10万円を超える場合の支給額は10万円を限度とし、4千円を超えない場合は支給を行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講のために支払った受講費用に 100分の50を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金及び受講修了時給付金の合計額が12万5千円を超える場合、12万5千円から既に支給されている額を差し引いた額とし、4千円を超えない場合は支給を行わないものとする。
- (3) 合格時給付金 対象講座の受講のために支払った受講費用に 100分の10を乗じて得た額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が15万円を超える場合、15万円から既に支給されている額を差し引いた額とする。

2 対象講座に通学し、又は通学及び通信制を併用して対象講座を受講した場合における給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受講開始時給付金 対象講座の受講開始のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。以下「受講費用」という。）に 100分の40を乗じて得た額とする。ただし、その額が20万円を超える場合の支給額は20万円を限度とし、4千円を超えない場合は支給を行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講のために支払った受講費用に 100分の50を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金及び受講終了時給付金の合計額が25万円を超える場合、25万円から既に支給されている額を差し引いた額とし、4千円を超えない場合は支給を行わないものとする。
- (3) 合格時給付金 対象講座の受講のために支払った受講費用に 100分の10を乗じて得た額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が30万円を超える場合、30万円から既に支給されている額を差し引いた額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

（事前相談の実施）

第6条 給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請にあたり、給付金の受給要件・講座等について、市と相談するものとする。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、申請者に対し必要な助言をするものとする。

(対象講座の指定に関する手続)

第7条 申請者は、対象講座の受講開始日以前に、受講対象講座指定申請書（第1号様式）を市長に提出し、指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号の申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、公簿等で確認することができる場合は省略することができる。

(1) 児童扶養手当の支給を受けているひとり親家庭の親又はその親に扶養されているひとり親家庭の児童 児童扶養手当証書の写し

(2) 児童扶養手当の支給を受けていないひとり親家庭の親又はその親に扶養されているひとり親家庭の児童 戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定する。

4 指定をしたときは、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の手続)

第8条 申請者は、市長に対して、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（第3号様式）により申請するものとする。

2 前項の支給申請書には、次の各号の給付金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 受講開始時給付金 領収書

(2) 受講修了時給付金 次に掲げる書類

ア 受講修了証明書

イ 領収書

(3) 合格時給付金 合格証書の写し

3 第1項の申請は、次の各号の給付金の区分に応じ、当該各号に定める期日までに行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 受講開始時給付金 受講開始日から起算して30日以内

(2) 受講修了時給付金 受講修了日から起算して30日以内

(3) 合格時給付金 合格証書に記載されている日付から起算して40日以内

4 市長は、第1項の支給申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは支給を決定し、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第5条第1項各号の規定は、令和2年4月1日以降に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金の支給について適用し、同日前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第5条第1項第2号及び第3号の規定は、令和4年4月1日以降に修了した対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給について適用し、同日前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第5条第1項各号及び同条第2項各号の規定は、令和5年4月1日以降に修了した対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給について適用し、同日前に修了した対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受講対象講座の指定を受けたいので、下記により申請します。

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
電 話 番 号		
個 人 番 号		
過 去 の 受 給		
受講施設および 講 座 内 容 に つ い て	受講施設名	
	講 座 名	
	受 講 科 目	
	試 験 の 免 除 科 目	
	受 講 期 間 （ 予 定 ）	
	受 講 費 用	
(事務処理欄)		

様
横須賀市長

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

先に申請のありました高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書については、次のとおり指定しましたので通知します。

フリガナ		
氏名		
生年月日		
住所		
電話番号		
受講施設および講座内容について	受講施設名	
	講座名	
	受講科目	
	試験の免除科目	
	受講期間（予定）	
	受講費用	
特記事項		

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。
併せて、上記給付金の支給決定に必要な市税等に関する情報を調査することについて、承諾します。

申 請 内 容				
フリガナ		生 年		
申請者氏名		月 日		
住 所				
電 話 番 号	()	個人番号		
受 講 施 設 お よ び 講 座 内 容 に つ い て	受講施設名			
	講 座 名			
	受 講 科 目			
	試 験 の 免 除 科 目			
	受 講 期 間			
	受 講 費 用			
希望する支払 金 融 機 関 ※該当する□にレ 点を入れること	☐ 振込口座がわかるもの（写し）を添付			
	☐ 以下のとおり			
	金融機関名		口座種別	
	支 店 名		口座番号	
	口座名義 (カタカナ)			
(事務処理欄)				

※申請者が未成年の児童である場合は保護者の氏名及び生年月日も記載すること

年 月 日

様
横須賀市長

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

先に申請のありました高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付内容		
受講施設 および 講座内容 について	受講施設名	
	講座名	
	受講期間	
支給額		
支給予定日		
特記事項		